

第81回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

平成28年6月1日（水）13:30～15:20

2. 場所

金沢市役所 7階 全員協議会室

3. 出席委員

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 学識経験者 | (各 50 音順) |
| 小林 史彦 | 金沢大学講師 |
| 佐野 浩祥 | 金沢星稜大学准教授 |
| 島田 明子 | 弁護士 |
| 高山 純一 | 金沢大学教授 |
| 竹村 裕樹 | 金沢学院大学教授 |
| 蜂谷 俊雄 | 金沢工業大学教授 |
| 松本 耕作 | 金沢経済同友会理事 |
| ② 市議会議員 | |
| 野本 正人 | 金沢市議会副議長 |
| 高 誠 | 金沢市議会総務常任委員長 |
| 麦田 徹 | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
| ③ 関係行政機関 | |
| 富山 英範 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長(代理) |
| 盛谷 明弘 | 石川県土木部長(代理) |
| 中田 峰示 | 石川県農林水産部長(代理) |
| 近藤 和秀 | 石川県警察本部交通部長(代理) |
| ④ 市民 | |
| 奥村 薫 | 金沢市町会連合会副会長 |
| 能木場 由紀子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会長 |

○司会

定刻となりましたので、只今より、第81回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案件が3件、その他案件が1件ございます。十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の野口より、ご挨拶を申し上げます。

○野口局長

お疲れ様でございます。都市整備局長の野口です。

本日は委員改選後の初めての都市計画審議会であります。この度は当審議会の委員を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。これからの2年間、本市の都市計画行政に対し、様々な分野からのご意見、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、新幹線開業から1年余りを経過しましたが、引き続き多くの方々が本市を訪れており、交流人口の増加によりホテル建設が増えるなど、中心市街地の土地利用の動向は活発であります。一方で、今後益々進展いたします少子高齢化あるいは人口減少に対応するため、本市におきましては、伝統・文化に根ざした本物のまちづくりをこれまでと同様に進めるとともに、交通を初め、産業、観光、福祉、教育分野ともに連携を図りながら、集約都市の実現に向けて、さまざまな施策を展開しているところでございます。とりわけ、移住・定住の促進や中心市街地の都市機能向上、都心軸の再整備などを着実に推進いたしまして、まちなかの賑わい創出や魅力向上につなげてまいりたいと考えています。

本日の審議案件にも、金沢駅武蔵南地区の市街地再開発事業の決定がございますが、まちなか都心軸の活力向上に大いに寄与するものと期待しております。この他、地区計画の変更などの案件がございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○司会

今回は、委員の改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

金沢大学講師小林史彦委員でございます。金沢星稜大学准教授佐野浩祥委員でございます。弁護士島田明子委員でございます。金沢大学教授高山純一委員でございます。金沢学院大学教授竹村裕樹委員でございます。金沢工業大学教授蜂谷俊雄委員でございます。金沢経済同友会理事松本耕作委員でございます。金沢大学准教授眞鍋知子委員でございますが、遅れて来られるようですので、お名前だけ読み上げさせていただきます。続きまして、金沢市議会副議長の野本正人委員でございます。金沢市議会総務常任委員長高誠委員でございます。金沢市議会建設企業常任委員長麦田徹委員でございます。国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長富山英範委員でございますが、本日は荒川建設専門官に代理出席をいただいております。石川県土木部長盛谷明弘委員でございますが、本日は二塚都市計画課長に代理出席をいただいております。石川県農林水産部長中田峰示委員でございますが、本日は井村農業政策課長補佐に代理出席をいただいております。石川県警察本部交通部長近藤和秀委員でございますが、本日は久田交通規制課長に代理出席をいただいております。金沢市町会連合会副会長奥村薫委員でございます。金沢市校下婦人会連絡協議会長能木場由紀子委員でございます。

また、本日ご欠席されています委員につきましても、ご紹介させていただきます。

金沢市農業委員会会長朝倉忍委員、石川県消費生活支援センター所長中川智夫委員、金沢商工会議所常務理事林健治委員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、会長が空席となっておりますので、規則上新たに選出する必要がございます。金沢市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長は学識経験を有する委員の中から互選により選任することになっております。みなさまどなたかいますでしょうか。特にご発言もないようですので、昨年度まで本審議会の会長職務代理を務めていただきました、高山委員に会長をお願いしたいと存じますが、みなさまいかがでしょうか。

- 各委員
異議なし。

- 司会
ありがとうございます。異議なしということですので、新たに高山委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは、金沢市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、高山会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。

- 会長
事務局のご指名でございますので、大変重責ではございますが、会長を務めさせていただきたいと思っております。

今回で81回目となる金沢市での都市計画審議会ですが、あまり記憶は定かではありませんが、20年程前に金沢市に都市計画審議会ができて、審議が始まったのではないかと考えております。私は、10年程前から職務代理者として委員を勤めてきました。

金沢市は先ほど、局長の挨拶にもございましたが、新幹線が開業し、これから益々注目を浴びる都市の一つではないかと考えております。そういうことから考えますと、10年、20年先を見据えた目で、きっちりとしたまちづくりを考えていくということが、我々審議会に科せられた役割ではないかと考えております。本日も、3件の計画案件が用意されているようですので、慎重に審議を尽くしていただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入ります前に、金沢市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっております。職務代理者として、これまで長い間、石川県で都市計画行政に携わり、また昨年からは金沢学院大学の教授として勤めておられる竹村委員に職務代理者をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局からの報告によりますと、委員20名のうち、現在16名が出席しておりますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議が有効に成立していることを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は、蜂谷委員、島田委員の両名をお願いしたいと思います。蜂谷委員、島田委員よろしく願いいたします。

- 会長
それでは、審議に入りたいと思っております。

まず、「議案第378号 金沢都市計画 第一種市街地再開発事業の決定（金沢駅武蔵南地区）」及び「議案第379号 金沢都市計画 高度利用地区の変更（金沢駅武蔵南地区）」は関連がありますので、二件を一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 378 号「金沢都市計画 第一種市街地再開発事業の決定」及び議案第 379 号「金沢都市計画 高度利用地区の変更」について、併せてご説明いたします。お手元の議案書は 2 ページから 6 ページになりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

本案件は、平成 28 年 2 月 18 日開催の第 80 回都市計画審議会において原案審議として、一度お諮りしております。

位置図になります。議案書は 4 ページになります。

位置につきましては、金沢駅から南東側の金沢市の都心軸である金沢駅通り線と金石街道線に面した赤線で囲まれた部分が、今回新たに第一種市街地再開発事業及び高度利用地区を定めます金沢駅武蔵南地区で、面積は約 0.5ha になります。

計画図になります。議案書は 5 ページになります。

こちらの金沢駅武蔵南地区は、都心軸の一部である金沢駅通り線の中に位置しています。また、地区内には藩政期時代に築造された惣構(市史跡)があるなど、金沢の歴史を色濃く残す地区になります。一方、地区の現況は、金沢駅通り線に面して駐車場が多く存在しており、金石街道線に面しては低層の建物が建ち並んでいる状況となっています。また、地区内には細街路(幅員約 4 m の道路)が存在し、その道路に面して狭小な木造老朽建物が建ち並び、空き家も数件存在しているなど、防災面で不安を抱えているとともに、都心軸としての土地の高度利用が望まれています。これらの状況から今回、市街地再開発事業により狭小な老朽木造建物を更新し、複合施設を整備することで、地区の防災機能を向上させるとともに、都心軸としての街並や都市機能の連続性を形成することで、まちの賑わいの拠点として再整備を行うものであります。

また、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、併せて高度利用地区を指定いたします。周辺では、金沢駅武蔵北地区及び武蔵ヶ辻地区におきまして、今回の金沢駅武蔵南地区と同じく、第一種市街地再開発事業及び高度利用地区について都市計画決定がなされており、金沢市及び組合施行の再開発事業が行われております。金沢駅武蔵北地区では、昭和 58 年から平成 24 年度にかけて、順に第一工区のライブ 1 ビルから、第五工区ではリファール、第二工区ルキーナ金沢、第三・第四工区でやわらぎ金沢、みやび・る金沢を、また武蔵ヶ辻地区では、めいてつエムザといった再開発事業を行ってまいりました。

都市計画の概要としましては、用途地域が商業地域で建ぺい率 80%、容積率 400%、準防火地域、60m 高度地区、駐車場整備地区が指定されています。

それでは、第一種市街地再開発事業の内容について、ご説明いたします。議案書は、2 ページになりますのでお戻り下さい。

まず、公共施設の配置及び規模についてですが、道路になります金沢駅通り線は整備済み、金石街道線につきましては概成済となっています。また、下水道につきましても整備済みであり、今回の再開発事業に伴う公共施設の整備はございません。

次に建築物の整備に関する計画についてですが、計画建物の建築面積は約 1,600 m²、延べ面積は、約 18,500 m²ということで、建ぺい率は約 70%、容積率は約 550%になります。主要用途につきましては、住宅及び商業施設とし、地区内に駐車場を設ける計画としております。

続きまして、建築敷地の整備に関する計画についてですが、敷地面積は、約 2,250 m²であります。整備計画としましては、今回併せて指定します高度利用地区により、道路に沿って 1 階壁面を後退させ、周囲に空地を設けることで、快適な歩行空間の確保と都市環境の向上を図ります。

こちらは、施設建築物の概要になります。金沢駅通り線に面して、2層の商業施設を配置し、金沢駅から武蔵ヶ辻にかけての賑わいの連続性を図ることとしています。

また、敷地の中央には18階建の塔状の建物として、共同住宅を外側に配置し、建物中央にタワーパーキングを配置して、景観に配慮した形での計画とし、併せて計画建物については、防火性能の高い建物としております。共同住宅の住戸数は約120戸とし、住戸数分の駐車台数を確保いたします。今回の計画により中心部の定住人口の増加が見込まれます。

次に、第一種市街地再開発事業の施行区域要件についてご説明いたします。要件は4項目あります。1点目は、高度利用地区内であることです。2点目は、耐火建築物の割合が建築面積で全体の概ね1/3以下、又は耐火建築物の敷地面積の割合が宅地面積の概ね1/3以下であることです。3点目は、土地の利用状況が著しく不健全であることです。4点目は、土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に資することの、この4つが要件になります。

1点目につきましては、今回再開発事業と併せて高度利用地区を都市計画で定めます。2点目につきましては、狭小な木造老朽建物が多く存在していることから、耐火建築物の割合を満たします。3点目につきましても、狭小な木造老朽建物が多く存在していることなどから、土地の利用状況が著しく不健全であることの要件を満たします。4点目も、都心軸に面した区域であることから土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に資することの要件を満たしており、本事業は、いずれの要件も満たしております。

次に、高度利用地区の内容について、ご説明いたします。議案書は3ページになります。

容積率の最高限度は600%、最低限度は300%、建ぺい率の最高限度は80%、建築面積の最低限度は200㎡とし、壁面の位置の制限を設けております。

配置図になります。議案書は6ページになります。

こちらの赤線で囲まれた部分が施行区域になります。高度利用地区における壁面の位置の制限につきましては、金沢駅通り線で2m、金石街道線で1mを設けることとしております。

また、駐車場への出入りにつきましては、敷地南側の金石街道線側からの乗り入れを行い、入る場合も出る場合も左折のみとします。

こちらは、地区周辺における建物高さを示したものです。金沢駅通り線（都心軸）に面して、ライブ1ビル、ルキーナ金沢、やわらぎ金沢、みやび・る金沢といった建物は、概ね36m～45mの高さとなっております。また、駅前のポルテ金沢やヴィサージュ、リファールは高さが60mを超える高層建物となっております。今回の金沢駅武蔵南地区の再開発事業では、高さ60mまでの建物計画を予定しており、全体的に高度化が図られることとなります。

現況写真になります。こちらは、金石街道線側から撮影した写真になります。赤色で薄く塗られた部分が、今回対象となる建物になります。

同じく、現況写真になります。こちらは金沢駅通り線側から撮影した写真になります。同じく赤色で薄く塗られた部分が、対象となる建物になります。

敷地及び周辺整備についてご説明いたします。用水再生としまして、敷地西側の用水（青色の着色部分）の整備を予定しています。また、その横に遊歩道を設けて都心軸からの人の流れを升形へと誘導するなど、一体となった回遊性や修景の向上を図っていきたいと考えております。敷地北側は緑化を行い、低層の商業施設周辺には広場を設けるなど、憩いと賑わいの空間を創出いたします。

最後に、この2件の案件につきましては、平成28年5月11日から5月25日までの

2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。
以上で説明を終わります。

●会長

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●A委員

2点ほど確認したいことがあります。

1つは道路の整備についてですが、区域を道路のセンターとしていますので、金沢駅通り線も金石街道線も含んだ区域ですが、道路の拡幅整備はあるのでしょうか。

この地区は40年程前から再開発の話が出ており、ようやく金沢駅通り線が20年程前に開通しましたが、金沢駅通り線は既に都市計画道路としての事業が完了しているのでしょうか。

また、金石街道線の一部（再開発区域に面した箇所）で道路線形が広がった箇所がありますが、現道の道路の拡幅や機能向上の計画などはあるのでしょうか。

○事務局

都市計画道路の拡幅でございますが、金沢駅通り線につきましては、完了しております。

金石街道線につきましては今回、再開発事業を行う部分に面した箇所が少し広がっております。今年度中に金石街道線の都市計画道路の変更を予定していますが、少し広がった部分につきましては、幅員が確保されていますので、今の形状に合わせ幅員を広げる予定をしております。

●A委員

都市計画道路の線と現在の道路形状とが合っているわけではないということですね。わかりました。それで歩道をセットバックによって広く確保するということですね。

○事務局

セットバック（壁面後退）は建物を道路敷から後退させることとなります。

●A委員

実質的な空間としては広がるということですね。

○事務局

更に広がるということになります。

●A委員

もう1点ですが、このあたりは商業需要や住宅需要が非常に脚光を浴びているところだと思います。再開発事業ではキーテナントが重要になりますが、キーテナントや住宅系のキーとなる具体的なものがあれば、お聞かせいただけないでしょうか。

○事務局

準備組合に確認したところ、商業施設につきましては、従前の権利者の方が事業完

了後に再び営業される店舗部分のみということで、大規模な商業施設を整備するもの
ではございません。

また、共同住宅に関しましては、事業協力者として、株式会社大京が参画しており、
今後、事業化のあかつきには、株式会社大京が参加組合員になる意向を示しております。

●B委員

都市景観上のお願いになりますが、この辺りは藩政期にできた街路網に金沢駅から
武蔵に向かって新しい道路が斜めに整備された特異な場所です。計画建物は通り沿い
に低層部は新しい道路に平行ですが、高層部は角度が45度ぐらいにふれた斜めの計画
になっています。道路に平行に高層棟が建っていれば、真正面からしかそのデザイン
は見えないのですが、45度にふれているので、どの方向から見てもある高層部の面が
よく見えます。

今回の平面計画を見ますと、住居のマンションは、南側や西・東側の方が人の気配
のある計画になるのですが、丁度、金沢駅から武蔵の方に車や人が歩いて行きますと、
北側がよく見えます。高層マンションの北側は日当たりも悪くエレベーターや階段室
など居住部分以外の利用になりがちなので、北側が建物の裏として見えないような景
観的な配慮を事業主の方をお願いをしておきたいと思えます。前回の委員会でも同じ
お願いをいたしました。よろしくお願ひいたします。

●C委員

駐車台数を教えていただきたいのと、その駐車場はここに住まわれる居住者の方の
駐車場になるのか、それともお店に来る方の駐車場になるのかを教えていただきたい。

○事務局

駐車台数につきましては、現在住戸数を約120戸予定しております。その住まわれ
る方の駐車台数として、約120台を設ける予定としています。また、商業施設用とし
まして、商業施設に来られる方のための数台分の駐車場を確保する計画としています。

●C委員

車の出入りにつきましては、出入庫とも敷地南側の金石街道線からの左折のみとい
うことでしたが、これは、居住される方に守っていただくということによろしいです
か。

○事務局

はい、よろしいです。

●C委員

道路の幅が広くなるというのは、歩道部分が広くなるということで、セットバック
することによって、歩道部分が広がるということですか。

○事務局

セットバック（壁面後退）につきましては、金沢駅通り線は歩道部分から2m、金
石街道線は歩道部分から1mの後退を予定しており、歩行者空間としては広がりますが、
道路敷の歩道としては、広がりません。

●C委員

わかりました。ありがとうございます。

●会長

他はどうでしょう。よろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。只今いただきましたいくつかの質問や要望では、特に反対という意見はなかったように思います。今後の計画を進める上で、参考意見にいただき、計画案通り答申します。

●会長

続きまして、「議案第380号 金沢都市計画 地区計画の変更」（金沢市若松・鈴見地区他32地区）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 380 号「金沢都市計画 地区計画の変更 金沢市若松・鈴見地区他 32 地区」についてご説明いたします。

今回の変更は、本年6月に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法の改正に伴い、改正部分を引用している地区計画の記載表現等を見直すための変更になります。金沢市内におきましては、現在、71地区において地区計画を定めており、このうち、33地区が今回の変更の対象となります。

お手元の議案書は7ページから29ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、最初に風営法の改正について、ご説明いたします。風営法とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の略名で、風俗営業の健全化を目的とし、風俗営業や性風俗特殊営業などについて、営業時間や営業区域を制限する法律です。

現行の風営法第2条第1項では、1号から8号までに「キャバレー」、「待合」、「ナイトクラブ」、「ダンスホール」、「低照度飲食店」、「区画席飲食店」、「まあじゃん屋」、「ぱちんこ屋」、「ゲームセンター」などを風俗営業として定義していますが、その中で、客にダンスをさせる営業について、規制の見直しが行われます。

ダンスは文化であり、ダンスをすることだけで規制をすることは適切でなく、ダンス文化の健全な発展に支障をきたさないようにとの主旨で、3号のナイトクラブの規制を見直し、4号のダンスホールが削除になります。また、1号のキャバレーと、2号の待合が合わさり、新1号となります。

ダンスホールは風俗営業から除外となり、また、ナイトクラブは規制の見直しが行われます。これにより、地区計画の「建築物等の用途の制限」で、風営法第2条第1項の制限を設け、風俗営業施設を建築できないとしている地区で、制限内容が変更されることとなります。

次に、風営法の改正内容について、ご説明いたします。お手元に風営法の改正内容をまとめた参考資料がございますので、併せてご覧ください。スクリーンでは、左が現行、右が改正後となります。1号はダンスと接待と飲食を行う「キャバレー」、2号は接待と遊興や飲食を行う「待合や料理店」です。改正後はこれらが合わさり、新1号となります。3号はダンスと飲食を行う「ナイトクラブ」の見直しがあります。改正後は、新2号となる「低照度飲食店」、「特定遊興飲食店」、そして「飲食店営業」の3つに分類されます。分類ですが、まず照度によって分類されます。明るさの単位が10ルクス以下の施設は、現在は5号に定義されています「低照度飲食店」となり、新たに2号となります。10ルクスの明るさとは、ロウソクから20cm離れたときの明る

さであったり、上映前の映画館の明るさ程度になります。

また、10ルクスを超える明るさのある施設は、風俗営業施設から除外されます。深夜営業し、お酒を提供する施設は、「特定遊興飲食店」、深夜営業をしてもお酒の提供がない施設や、お酒の提供があっても深夜営業をしない施設は「飲食店営業」となります。ナイトクラブはこの3つに分けられ、照度10ルクスを超える2つの施設は、悪影響のない健全な施設と位置づけられ、風俗営業外となります。

4号のダンスホールは、風営法から除外され、健全な施設であるという位置付けになります。5号から8号は、内容の変更はありませんが、定義されている「号」がずれます。5号「低照度飲食店」は2号に、6号の「区画席飲食店」、これは5㎡以下で区切られた客席のある施設ですが、新たに3号に、6号「まあじゃん屋」、「ぱちんこ屋」は4号に、8号の「ゲームセンター」は5号に号ずれが生じます。以上が風営法第2条第1項の改正内容になります。

次に、この法改正に伴う今回の地区計画の変更の具体的な内容についてご説明いたします。主な変更点につきましては、先ほど、ご説明いたしました、風営法の改正により発生する号ずれ等に対応した修正を行います。今回の変更では、風営法の改正部分を引用している33地区について、記載の見直しを行います。

具体的な見直し内容については、いくつかの変更パターンが含まれています副都心北部直江地区地区計画を例にご説明いたします。議案書は、14ページになります。

こちらは、今回変更対象となる地区計画で建築物等の用途の制限により建築物を建築してはならない内容に記載されている風営法（引用）部分を抜粋したものです。当該地区は、複数の地区に分類され、中層住宅A地区、中層住宅B地区、住宅地区、拠点サービス地区につきましては、現行では、5号及び6号の記載が改正後では、2号及び3号に号ずれした記載となります。

沿道サービス地区につきましては、現行では、5号から8号の記載が、改正後では、2号から5号に号ずれした記載となります。

流通業務A地区、流通業務C地区につきましては、現行では、1項各号の記載となっており、改正後も1項各号の記載となるため、変更はございません。

流通業務B地区につきましては、現行では、1号から6号まで及び8号の記載が、改正後では、1号から3号まで及び5号への記載変更となります。

また、議案書13ページの上の堅町商店街地区地区計画につきましては、新たに、深夜営業し、お酒を提供する施設となる「特定遊興飲食店」を制限いたします。風営法では、2条第11項に掲げる営業の用に供する建築物がこれにあたります。

風営法の改正に伴い、金沢市内においては、片町1丁目、片町2丁目及び木倉町のみが、「特定遊興飲食店」が可能な地区となっております。地区計画を定めている区域では、堅町商店街地区のみが対象となります。堅町商店街地区と協議をしたところ、「特定遊興飲食店」を制限したいとのことから今回、追加を行います。

以上の地区計画の変更を行うに当たり、市条例に基づく原案の縦覧を、平成28年5月2日から16日まで、縦覧を行い、意見書の提出はございませんでした。

また、法に基づく案の縦覧につきましては、平成28年5月25日から6月8日までの2週間を縦覧期間とし、現在縦覧に供しておりますが、現在までに意見書の提出はございません。

以上で、地区計画の変更についての説明を終わります。

●会長

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●B委員

参考資料にもありますが、風営法改正後では10ルクスという数値がでております。10ルクスかどうかは、審査を行う機関があつて、10ルクスを超える明るさがあるから風俗営業外ということになるわけですか。

照明は調光設備で暗くも明るくも調整できますが、審査を受ける際に操作を行うようなことはないのですか。

○事務局

(風営法の改正において、新しく2号になる対象施設の定義ということで、理解しております。)実際の風営法の審査に当たりますとは、警察署になりますので審査内容についてまでは、熟知してはございません。

●C委員

一般的には、許可の申請は警察署で受付をし、公安委員会の許可となりますが、届出があつた時は警察署の担当がお店の確認や書類での確認をさせていただいております。また、場合によっては、立入り調査を行い、指導しております。

●D委員

地区計画の現行と改正の表記方法ですが、例えば、議案書8ページの2番目鞍月地区金沢駅港線の地区計画では、現行の5号が2号に変わりますが、現行の赤い文字の5号の後に、カッコ書きで低照度飲食店と書いてあります。

一方で、同じ低照度飲食店ですが、11ページの16番目三口第二地区の地区計画では、現行の5号を2号に変えるのですが、カッコ書きの表記が低照度飲食店等となっています。

また、12ページの20番目かたつ工業団地の地区計画では、こちらも同じく5号から2号への変更ですが、現行の5号にはカッコ書きがなく表記がそれぞれ違っています。それぞれの改正前からの表記ということなのでしょうか。各表記については、どのように決められたのかを教えてください。

○事務局

地区によって、カッコ書きの記載があるところとないところがございますが、記載表記につきましては、地区計画の計画決定した時の表記に合わせて、今回の変更を行っております。

●会長

それぞれ地区計画の計画決定した時にカッコ書きで意図して記載した地区とカッコ書きを省略した地区があるということですね。

○事務局

そうです。

●会長

今回は、風営法の改正により号がずれるという形式的な変更ということですね。

○事務局

そうです。

●会長

地区計画の内容を見直すという話ではなく、法律の見直しに基づいて、地区計画の表記についても合わせるということかと思います。

●会長

他はどうでしょう。よろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。只今いただきましたいくつかの質問では、特に反対という意見はなかったように思います。今後の計画を進める上で、参考意見にさせていただき、本案件につきましては、まだ縦覧期間中ということですので、意見書の提出がないという条件付きで、計画案どおり答申します。

●会長

続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書は30ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

平成28年2月18日に開催しました、第80回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました、案件につきまして、ご報告させていただきます。

議案第374号「金沢都市計画 地区計画の決定」（旧戸板小学校地区）につきましては、平成28年3月22日付け金沢市告示第79号で決定の告示がなされております。

議案第375号「金沢都市計画 防火地域及び準防火地域の変更」（副都心北部直江地区）、議案第376号「金沢都市計画 下水道の変更」（臨海処理区）の以上につきましては、平成28年3月22日付け金沢市告示第80号で決定の告示がなされております。

また、議案第377号「金沢都市計画 道路の変更」（3・4・19号小将町田上線）及び（3・5・5号小立野線）につきましては、平成28年3月8日付け石川県告示第104号で決定の告示がなされております。以上、案件結果報告でございます。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

●会長

よろしいでしょうか。特に質問もないようですので、先に進めたいと思います。

●会長

それでは、ご意見もないようなので、議事を進めます。

その他案件が1件ございます。政策形成過程段階のものでありますので、これより先は非公開といたします。申し訳ありませんが、報道関係の方、傍聴人の方々は退席をお願いいたします。

[その他案件]

●会長

これで、本日諮問のあった案件については一通り審議が終了したと思います。もし、この機会に何か質問や要望等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

今日の議事は一通り終了しましたので、事務局の方にお渡ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○司会

高山会長どうもありがとうございました。
そして委員の皆様にも長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。
ご審議いただいた案件につきまして、手続きを進めさせていただきます。

また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思います。

なお、本日その他案件で使用しました、資料につきましては、お持ち帰りになられずに、机においてお帰りいただきますようお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。
みなさま、ありがとうございました。